

別表1

短期入所生活介護事業所 矢野 利用料金表(1割負担)

地域区分別単価 ※5級地＝10.55円

※この料金表は概算となりますので、目安としてご理解ください

1日の計算		要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1日当り)	原爆手帳	その他
第1段階	生活保護受給者	1	742	300	880	1,922	1,180	各種加算等 +
	市町村民税非課税世帯	2	813			1,993		
	で老齢基礎年金受給者	3	892			2,072		
	預貯金1,000万円以下の方	4	967			2,147		
	(夫婦合わせて2,000万円以下)	5	1,040			2,220		
第2段階	市町村民税非課税世帯	1	742	600	880	2,222	1,480	各種加算等 +
	で合計所得と課税年金収入	2	813			2,293		
	の合計額が82.65万円以下	3	892			2,372		
	預貯金650万円以下の方	4	967			2,447		
	(夫婦合わせて1,650万円以下)	5	1,040			2,520		
第3段階①	市町村民税非課税世帯で	1	742	1,030	1,370	3,142	2,400	各種加算等 +
	合計所得と課税年金収入の	2	813			3,213		
	合計額が82.65万円超～120	3	892			3,292		
	万円以下で預貯550万円以下	4	967			3,367		
	(夫婦合わせて1,550万円以下)	5	1,040			3,440		
第3段階②	市町村民税非課税世帯	1	742	1,360	1,470	3,572	2,830	各種加算等 +
	で合計所得と課税年金収入	2	813			3,643		
	の合計額が120万円以上で	3	892			3,722		
	預貯500万円以下の方	4	967			3,797		
	(夫婦合わせて1,500万円以下)	5	1,040			3,870		
第4段階	市町村民税課税世帯	1	742	1,545	2,066	4,353	3,611	各種加算等 +
		2	813			4,424		
		3	892			4,503		
		4	967			4,578		
	(上記以外の方)	5	1,040			4,651		

・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.55円を乗じて計算します

・(食費内訳)朝食515円 昼食515円 夕食515円

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ(ロ)＝(基本単価+各種加算)×17.6%が加算されます。

短期入所生活介護事業所 矢野 利用料金表(2割負担)

地域区分別単価※5級地＝10. 55円

※この料金表は概算となりますので、目安としてご理解ください

1日の計算		要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1日当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	1,485	1,545	2,066	5,096	3,611	+ 各種加算等
		2	1,629			5,240		
		3	1,787			5,398		
		4	1,937			5,548		
		5	2,083			5,694		

- ・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.55円を乗じて計算します
- ・(食費内訳)朝食515円 昼食515円 夕食515円
- ・介護職員等処遇改善加算 I (ロ)＝(基本単価+各種加算)×17.6%が加算されます。

短期入所生活介護事業所 矢野 利用料金表(3割負担)

地域区分別単価※5級地＝10. 55円

※この料金表は概算となりますので、目安としてご理解ください

1日の計算		要介護度	(介護保険) サービス費	(実費) 食費 居住費		合計(1日当り)	原爆手帳	
第4段階	市町村民税課税世帯	1	2,165	1,545	2,066	5,776	3,611	+ 各種加算等
		2	2,376			5,987		
		3	2,606			6,217		
		4	2,824			6,435		
		5	3,035			6,646		

- ・介護サービス費(介護保険)広島市は5級地に該当し、介護サービス費に10.55円を乗じて計算します
- ・(食費内訳)朝食515円 昼食515円 夕食515円
- ・介護職員等処遇改善加算 I (ロ)＝(基本単価+各種加算)×17.6%が加算されます。